

5 資料編

（資料 1）滝川市保健医療福祉推進市民会議委員名簿

	関係機関団体名	氏 名	備 考
1	北海道空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室	栗 原 安 成	
2	滝川市医師会	小 西 勝 人	委員長
3	滝川歯科医会	中 村 光 宏	
4	國學院大學北海道短期大学部	草 薙 恵美子	
5	滝川市立病院	齊 藤 ひとみ	
6	滝川市社会福祉協議会	高 谷 富士雄	副委員長
7	滝川市社会福祉事業団	坂 上 智 之	
8	滝川市民生委員児童委員連合協議会	伊 藤 光 子	
9	滝川市町内会連合会連絡協議会	齊 藤 博 朗	
10	滝川市老人クラブ連合会	窪之内 美知代	
11	滝川身体障害者福祉協会	後 藤 千恵子	
12	滝川青年会議所	澤 川 朋 之	

（資料２）滝川市障がい者計画策定委員名簿

	関係機関団体名	氏 名	備 考
1	滝川身体障害者福祉協会	後 藤 千恵子	
2	滝川心身障害児者を持つ親の会	藤 本 文 子	
3	滝川市手をつなぐ育成会	清 水 登紀代	
4	滝川市社会福祉事業団	菊 地 知 之	
5	滝川ほほえみ会	服 部 宗 弘	
6	若草友の会共同作業所	松 平 忠 也	
7	トータルサポートリアル	立 野 克 佳	
8	滝川市社会福祉協議会	高 谷 富士雄	
9	滝川市民生委員児童委員連合協議会	伊 藤 光 子	
10	滝川地域子ども発達支援推進協議会	村 井 新 知	

（資料３）計画策定の経過

月 日	内 容
令和４年１０月７日	保健医療福祉推進市民会議（書面開催）（諮問）
令和５年１月１６日	第１回策定委員会にて事務局案説明及び計画（素案）に係る意見聴取
１月３０日	第２回策定委員会にて計画（素案）決定
２月１日	保健医療福祉推進市民会議（書面開催）にて計画（素案）の報告 及び計画（案）に係る意見聴取
２月１０日	保健医療福祉推進市民会議にて計画（案）決定（答申）

○滝川市保健医療福祉推進市民会議設置要綱

（設置）

第1条 全市民が健康で安心して生活できるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉対策を推進するため、滝川市保健医療福祉推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- （1）保健・医療・福祉サービスの総合的推進に関すること。
- （2）保健・医療・福祉に係る計画策定及び進行管理に関すること。
- （3）保健・医療・福祉の実態調査に関すること。
- （4）健康管理に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、市民の福祉に関すること。

（組織）

第3条 市民会議は別表に掲げる関係機関及び団体から選出された者のうち市長が適当と認める者並びに学識経験者等（以下「委員」と総称する。）により構成する。

（委員の職務期間）

第4条 委員の職務期間は、2年間とする。ただし、補欠の委員の職務期間は、前委員の残りの職務期間とする。

2 委員は、同一の者を再び選出することができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 市民会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 市民会議は、必要の都度開催し、委員長が招集する。

2 市民会議の議長は、委員長が行う。

（専門部会）

第7条 総合的な保健医療福祉事業を協議するため、市民会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって構成する。

3 専門部会には、必要に応じて臨時委員を選任することができる。

4 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

5 部会長は、専門部会を招集し、会議の議長となり、専門部会の事務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（事務局）

第8条 滝川市保健医療福祉推進事業の推進に関する事務を処理するため、市民会議に事務局を設置し、保健福祉部に置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

3 事務局長は、保健福祉部福祉課長を、事務局次長は保健福祉部介護福祉課長、子育て応援課長及び健康づくり課長をもって充てる。

4 事務局員は、保健福祉部福祉課、介護福祉課、子育て応援課及び健康づくり課の職員をもって充て、保健福祉部福祉課の職員がこれを総括する。

5 事務局長は、事務局の事務を掌握し、事務局次長及び事務局員を指揮監督する。

6 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、これを代理する。

7 事務局員は、事務局長及び事務局次長の命を受け、事務を処理する。

（秘密を守る義務）

第9条 市民会議を構成する関係機関等の役職員若しくは構成員又は会議に出席した関係機関職員等は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。役職員若しくは構成員又は関係機関の職員等でなくなった後においても、同様とする。

（施行細目）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月28日から施行する。

（中略）

附 則（平成26年8月27日要綱第86号）

この要綱は、平成29年6月3日から施行する。

別表（第3条関係）

滝川保健所

國學院大學北海道短期大学部

滝川市立病院

滝川市医師会

滝川市歯科医会

滝川市民生委員児童委員連合協議会

滝川市社会福祉協議会

滝川市社会福祉事業団

滝川市町内会連合会連絡協議会

滝川青年会議所

滝川障害者団体連絡協議会

滝川市老人クラブ連合会